

# 尾崎地区社会福祉協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、尾崎地区社会福祉協議会(略称を尾崎社協とする)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会定款第2条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよい町づくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行なう福祉活動の援助
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員で、尾崎小学校区、那加北洞町2丁目、那加山崎町及び那加東野町に居住し、又は事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 会長     | 1 名    |
| (2) 副会長    | 3 名    |
| (3) 事務局長   | 1 名    |
| (4) 委員長    | 若干名    |
| (5) 出納長    | 1 名    |
| (6) 常任理事   | 若干名    |
| (7) 理事     | 若干名    |
| (8) 評議員    | 100名以内 |
| (9) 監事     | 2 名    |
| (10) 福祉推進員 | 2 名    |

(役員を選出)

第6条 評議員は、次の各分野より選出された者とする。

- (1) 自治会
  - (2) 民生委員児童委員及び主任児童委員
  - (3) 各種団体
  - (4) 地域福祉に熱意のある者
  - (5) 有識者など地域福祉事業推進に相当と認められる者
2. 理事は、総会において評議員の中から選出する。
  3. 会長、副会長、事務局長、委員長及び出納長は理事会において理事の中から選出し、総会において承認を得る。
  4. 福祉推進員は会長が推薦し、理事会において選任する。
  5. 監事は、評議員より選出する。
  6. 常任理事は、会長・副会長・事務局長・各委員長・出納長・福祉推進員とし、他に理事のうちで会長が指名した者とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、福祉推進員を除き1年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 福祉推進員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括し総務、渉外にあたる。
4. 委員長は、各委員会を組織し会務を執行する。
5. 出納長は、本会の財務、経理にあたる。
6. 福祉推進員は、市社会福祉協議会と連携し会長が執行する業務運営の補佐及び事業活動の推進を援助する。
7. 理事は、理事会を組織し会務を執行するとともに、第14条の委員会の何かに所属しなければならない。
8. 評議員は、総会を組織し本会の円滑な運営を図るものとする。

9. 監事は、本会の会計監査の任にあたる。
10. 常任理事は、常任理事会を組織し会務を執行する。
11. 役員がその職務を行えなくなった場合、常任理事会が対処し、その結果を全評議員に文書で報告しなければならない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長の推薦により理事会の承認を得て定める。
3. 顧問は、必要に応じて意見を具申することができる。

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 委員会

(総会)

第11条 総会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 本会の方針に関する事項
  - (2) 事業報告並びに収支予算、決算の承認
  - (3) 役員の選任及び解任
  - (4) 諸規定の制定及び改廃
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項
2. 総会は、評議員で構成する。
  3. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
  4. 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要ある場合に臨時開催する。
  5. 総会は、会長が招集する。  
ただし、会長は評議員の4分の1以上から請求があるときは、総会を招集しなければならない。
  6. 総会は、評議員の過半数の出席がなければ開催する事できない。  
ただし、委任状の提出によって出席と認める。
  7. 総会の議長は、会長がこれにあたる。  
ただし、他の役員への委任を妨げない。
  8. 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する件。
  - (2) 総会に提出すべき議案
  - (3) その他、業務執行に必要な事項
2. 理事会は、会長が招集する。  
ただし、会長は理事の4分の1以上から請求があるときは、理事会を招集しなければならない。
  3. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。  
ただし、委任状の提出によって出席と認める。
  4. 理事会の議長は会長が行なう。  
ただし、他の役員への委任を妨げない。
  5. 理事会の議事は出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の企画、執行に関する事。
  - (2) 理事会に提出すべき議案。
  - (3) 事務局及び各委員会より提出された議案の執行に関する事。
  - (4) その他、会長が必要と認めた事項。
2. 会長が必要と認めた場合は、常任理事以外の者を出席させることができる。
  3. 常任理事会は毎月1回開催を原則とする。

(事務局・委員会の設置)

第14条 本会の機能を一層強化充実させ、会員の主体的な福祉活動への参加の促進を図るため、事務局を設ける。

2. 本会の業務をより円滑に推進するため、委員会を設ける。
3. 事務局・各委員会は評議員で組織する。
4. 各委員会は、その活動および運営について申し合わせ事項を定めることができる。  
ただし、その内容および改廃について、総会に報告しなければならない。

(経費)

- 第15条 本会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- (1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会からの交付金及び助成金など
  - (2) 尾崎自治会連合会等からの助成金
  - (3) 寄付金その他収入

(会計年度および諸帳簿)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第17条 本会に次の帳簿を備え、過去5年分を保管する。

- (1) 金銭出納簿及び関連証拠書類
- (2) 規約、内規
- (3) 備品台帳
- (4) 総会の議案書及び議事録

第18条 本会の会員は、会長の承認を得て、常任理事1名以上の立ち会いのもとで保管帳簿を閲覧することが出来る。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会の議決を得て変更することが出来る。

付 則

この会則は、昭和57年6月24日より施行する。

付 則 (昭和63年4月1日 一部改正)

この会則は、昭和63年5月14日より施行する。

付 則 (平成2年2月10日 全面改正)

この会則は、平成2年4月1日より施行する。

付 則 (平成3年4月1日 一部改正)

この会則は、平成3年4月1日より施行する。

付 則 (平成4年4月1日 一部改正)

この会則は、平成4年4月1日より施行する。

付 則 (平成7年3月18日 一部改正)

この会則は、平成7年4月1日より施行する。

付 則 (平成13年3月17日 一部改正)

この会則は、平成13年4月1日より施行する。

付 則 (平成17年3月19日 一部改正)

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月17日 一部改正)

この会則は、平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成21年3月14日一部改正)

この会則は、平成21年4月1日より施行する。

付 則 (平成23年3月26日一部改正)

この会則は、平成23年4月1日より施行する。

付 則 (平成24年3月20日一部改正)

この会則は、平成24年4月1日より施行する。

付 則 (平成27年3月22日一部改正)

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

付 則 (平成28年3月27日一部改正)

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

付 則 (平成29年3月26日一部改正)

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

付 則 (令和6年3月24日一部改正)

この規約は、令和6年4月1日より施行する。

# 尾崎地区社会福祉協議会 役員選出基準内規

(趣旨)

第1条 この内規は、尾崎地区社会福祉協議会(以下本会という)規約第6条の規程に基づき、役員選出に必要な事項を定めるものとする。

(評議員の選出資格)

第2条 本会規約第6条に定める評議員は、次の者で構成する。

- (1) 自治会長、又はそれに準ずる者
- (2) 民生委員児童委員及び主任児童委員
- (3) 下記に定める各種団体の代表者、又はそれに準ずる者
  - ①尾崎小校区体育振興会
  - ②尾崎小校区青少年育成市民会議
  - ③尾崎小校区少年補導委員協議会
  - ④シニアクラブ第一緑風会
  - ⑤シニアクラブ尾崎友の会
  - ⑥北洞第一長生会
- (4) 地域福祉に熱意のある者とは、下記の各項に該当する者をいう。
  - ①過去に本会役員、又は本会会員として、本会事業推進に著しい貢献のあった者
  - ②社会的弱者への福祉推進活動に理解を示し積極的に活動している者
  - ③ボランティア各種団体員
- (5) 有識者など地域福祉事業推進に相当と認められる者とは、次の各項に該当する者をいう。
  - ①自治体、公社などで重要な職位にあるか、又は経験者
  - ②学識経験者
  - ③各種団体、民間会社などで重要な職位にあるか、又は経験者
  - ④その他、上記各項に準ずる者

(評議員の選出数)

第3条 本会規約第6条に定める評議員選出数は次の通りとする。

ただし、若干の変更を認めるものとする。

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (1) 自治会長、又はそれに準ずるもの         | 各自治会より1名 |
| (2) 民生委員児童委員及び主任児童委員        | 全員       |
| (3) 各種団体                    | それぞれ1名   |
| (4) 地域福祉に熱意の有る者             | 60名以内    |
| (5) 有識者など地域福祉事業推進に相当と認められる者 | 若干名      |

(評議員の推薦)

第4条 本会規約第6条(4)地域福祉に熱意の有る者、及び(5)有識者など地域福祉事業推進に相当と認められる者については、常任理事会にて推薦し、理事会及び総会に提案する。

(理事の選出数)

第5条 本会規約第6条2項に定める理事選出数は次の通りとする。ただし、若干の変更を認めるものとする。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 自治会長、又はそれに準ずるもの         | 若干名 |
| (2) 民生委員児童委員及び主任児童委員        | 5名  |
| (3) 各種団体                    | 若干名 |
| (4) 地域福祉に熱意の有る者             | 若干名 |
| (5) 有識者など地域福祉事業推進に相当と認められる者 | 若干名 |

2. 理事数は40名程度が望ましいが、特に限定はしない。

(内規の変更)

第6条 この内規は、理事会の議決により変更することが出来る。変更内容は、総会に報告しなければならない。

付則(平成26年3月23日一部改正)

この内規は、平成26年4月1日より施行する。

付則(平成27年3月8日一部改正)

この内規は、平成27年4月1日より施行する。

付則(平成28年3月13日一部改正)

この内規は、平成28年4月1日より施行する。

付則(平成29年3月12日一部改正)

この内規は、平成29年4月1日より施行する。

付則(令和3年3月20日一部改正)

この内規は、令和3年4月1日より施行する。

付則(令和4年3月27日一部改正)

この内規は、令和4年4月1日より施行する。

付則(令和6年3月3日一部改正)

この内規は、令和6年4月1日より施行する。